

# 寒帶館及び高山館 GHP 修繕業務 仕様書

## 1 目的

本業務は、円山動物園高山館及び寒帶館に設置してあるGHPについて点検整備及び修繕を行い、適切な飼育環境を確保することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 高山館及び寒帶館に設置してあるGHPについて点検整備及び修繕を行う。
- (2) 本業務の実施に当たり、園内動物の状態による作業中断、動物の入院・妊娠・出産に伴う緊急の作業中断にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて委託者の指示による。

## 3 業務実施期間

契約書に示す日から令和7年3月31日まで

## 4 業務対象施設

札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）  
高山館及び寒帶館（別図）

## 5 業務内容

- (1) 高山館
  - ア 高山館に設置してある GHP-1、GHP-2（両方ともダイキン(株)製 GYKP280AN）の開放点検整備を行う。
  - イ 下記部品の交換を行う。  
エンジンスターター、ガスレギュレーター組立品、0リング  
ガスミキサ組立品、ガスケット、メンテナンスキット、  
エンジンオイル（40L）、冷却水、クーラント強化剤
  - ウ 機器復旧し、試運転を行う。

## (2) 寒帶館

- ア 寒帶館に設置してある GHP-1 獣舎系統(ダイキン株製 GYKP280AN)、  
GHP-2 観覧系統 (ダイキン株製 GYKP224AN) の開放点検を行う。
- イ 下記部品の交換を行う。

### 【GHP-1】

メンテナンスキット、エンジンオイル (40L)、冷却水、  
クーラント強化剤

### 【GHP-2】

プレート熱交換器、フィルタドライヤ、クランプ、サーモバルブ  
ウォーターポンプ、フィッティング (4 個)、冷却水、  
冷媒 R410A (16 kg)

- ウ 試運転を行う。

## 6 共通事項

- (1) 施設内の立入作業については、動物の状態により作業時期に注意点・制約があることから、作業計画を委託者と綿密に協議すること。  
また、日により資機材の搬出入経路、搬出入時間の制約が異なることから、事前に委託者と作業予定日の確認を行うこと。
- (2) 引き渡された業務目的物が、種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、速やかに無償で修理に応じること。
- (3) 獣舎内の往来については、委託者の指示に従うこと。
- (4) その他詳細は委託者の指示による。

## 7 業務実施における一般事項

- (1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の作業員であることが判別できるようすること。
- (2) 円山動物園敷地内すべて禁煙である。
- (3) 盗難、火災等の発生に注意すること。  
なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。
- (4) 拾得物は、ただちに委託者に届け出ること。
- (5) 受託者の負担の範囲

ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。

(6) 安全の確保について

作業の実施にあたっては、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

(7) 作業実施について

作業実施に伴う騒音や振動等により、動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また、動物の入院・出産等により一時的に作業を中断する場合もある。

(8) 車両の入構について

園内に作業車両が入構する場合は、予め委託者の許可を得、運転者及び運転者連絡先を車両に分かるように表示すること。また、車両の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、事前に委託者と十分協議を行うこと。

(9) 備品等の破損事故

業務の実施にあたり、備品、設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。

(10) 作業報告

工程の進捗報告、疑義の解消、情報共有を行うための打合せを適宜行うこと。

## 8 環境負荷低減事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

## **9 提出書類**

業務完了後、速やかに以下の書類、データを提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 業務写真
- (3) その他、委託者の指示するもの

## **10 その他**

本業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。また、本仕様書に記載されていない事項であっても技術的に必要と思われるることはすべて行うこと。